

第七十回帝國議會
衆議院

樺太市制案委員會會議錄(速記)第九回

會議

昭和十二年三月二十二日(月曜日)午前十一時開議

出席委員左ノ如シ

委員長 野村 嘉六君

理事川崎末五郎君 理事門田 新松君

齋藤 直橋君 上塚 司君

南條 徳男君

同日委員石坂豊一君辭任ニ付其ノ補闕トシテ上塚司君ヲ議長ニ於テ選定セリ

三月二十日大正九年法律第五十三號中改正法律案(關稅法及關稅定率法等ノ朝鮮ニ於

ケル特例ニ關スル件)(政府提出)及海外移住組合聯合會ニ對スル政府貸付金ノ出資等

ニ關スル法律案(政府提出)ノ審査ヲ本委員ニ付託セラレタリ

出席政府委員左ノ如シ

拓務次官 入江 海平君

拓務省殖産局長 萩原 彦三君

拓務書記官 武田 寛一君

朝鮮總督府政務總監 大野綠一郎君

朝鮮總督府財務局長 林 繁藏君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

大正九年法律第五十三號中改正法律案

(關稅法及關稅定率法等ノ朝鮮ニ於ケル

特例ニ關スル件)(政府提出)

海外移住組合聯合會ニ對スル政府貸付金

ノ出資等ニ關スル法律案(政府提出)

○野村委員長 ソレデハ是カラ開會ヲ致シマス

○入江政府委員 海外移住組合聯合會ニ對

スル政府貸付金ノ出資等ニ關スル法律案ニ付キマシテ御説明申上ゲマス、本法律案ノ

目的トスル所ハ、海外移住組合聯合會ガ、

現在行ッテ居リマス移住地ノ經營事業ヲ承繼シマスルト共ニ、移住者ノ經濟的發展ノ

中樞機關トシテ、一層積極的活動ヲ爲ス爲メニ設立セラレル株式會社ニ對シ、政府ガ

從來聯合會ニ貸付ケテ居タ元利金ノ内、七百二十五萬圓ノ債權ヲ以テ、現物出資ニ充

ルコトヲ得シムルニアルノデアリマス、海外移住組合聯合會ハ、政府カラ事業資金ノ

融通ヲ受ケ、南米ニ約二十一万町歩ノ土地ヲ購入シ、之ヲ分讓シマシテ自作農創設事

業ヲ行ッテ居ルノデアリマスガ、事業開始以來既ニ九年ヲ閱シ、其移住地ニ入植シマ

シタ家族數モ約三千ニ達シマシテ、移住者

ノ經濟狀態ガ良好デアアルノミデナク、土地

代金ノ回收、各種福利施設ノ充實等、移住

地ノ管理ニ付キマシテモ頗ル良好ノ成績ヲ

示シテ居ルノデアリマス、ケレドモ現狀ノ

通りニ事業ガ進捗シテ參リマスレバ、今後

數年ヲ出デズシテ、聯合會ハ事業ノ完了ヲ

見ルコトニナルノデアリマス、然ルニ聯合會事業ノ如ク、良好ナル成績ヲ收メテ居リ

マスモノヲ、事業完了ニ依テ消滅セシメル

ト云フコトハ、洵ニ遺憾ニ思フノデアリマシテ、本事業ハ今後益々之ヲ擴大シ、恒久

的ナモノトシテ移住地ノ經營ニ當ラセルコトガ、極メテ必要ト考ヘルノデアリマス、

且又移住者ノ増加ト其經濟的發展ニ伴ヒマシテ、其生産物ノ加工販賣、竝ニ金融等ノ

必要ガ増大シテ來タノデアリマスガ、現在此要望ニ應ズベキ適當ナル機關ヲ缺ク爲、

茲ニ移住者ノ經濟的活動ノ中心勢力トナリ、其ノ發展ヲ後援指導スベキ機關ノ必要

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)

大正九年法律第五十三號中改正法律案(關稅法及關稅定率法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件)(政府提出)

海外移住組合聯合會ニ對スル政府貸付金ノ出資等ニ關スル法律案(政府提出)

ガ痛感セラレテ居ルノデアリマス、是等ノ事情ヲ考慮致シマシテ、聯合會ニ對シ從來

政府ヨリ貸付ケテ參リマシタ資金元利金ノ

内、七百二十五萬圓ヲ政府ノ現物出資トシ、

之ニ民間出資ヲ加ヘテ、一千万圓ノ株式會

社ヲ設立スルヲ適當ト考ヘタ次第デアリマ

ス、而シテ種々ノ事情ヲ考慮シマシテ、成

ルベク普通會社ノ形式ヲ採ルコトニシタノ

デアリマスガ、本會社ハ前述ノ通り公益的

使命ヲ有スルモノデアリマスカラ、其本來ノ使命達成ノ爲、政府ノ必要ナル監督ヲ受

ケルコトト致シタノデアリマス、又移住地

經營事業ノ性質ニ鑑ミマシテ、政府所有ノ株式ニ對シテハ、配當上劣後的取扱ヲスル

コトト致シタノデアリマス、何卒宜シク御審議下サランコトヲ御願致シマス

尙ホ本法律案ノ説明ニ付キマシテハ、後デ詳細事情ヲ御説明申シタイト思ヒマ

ス、此機會ニモウ一ツ提案シテ居リマス法律案ガアリマスカラ、其方ノ提案理由ヲ説

明致シテ置キマス、大正九年法律第五十三號關稅法及關稅定率法等ノ朝鮮ニ於ケル特

例ニ關スル法律中改正法律案ノ提案理由ニ付キマシテハ、本會議ニ於テ御説明申上ゲマシタ通デアリマスガ、此機會ニ更ニ詳細ニ御説明申上ゲテ置キタイト思ヒマス

改正ノ第一點ハ、朝鮮ニ於テ揮發油ニ混入スベキ「アルコール」ノ製造ニ供スル原料品ハ、朝鮮總督ノ認可ヲ受ケテ輸入スルモノニ限り、之ガ輸入税ヲ免除セントスルモノデアリマス、朝鮮ニ於キマシテモ燃料國策ニ順應シ、大體内地ト同様ノ揮發油及「アルコール」混用制度ヲ、内地ト同時ニ實施スル計畫デアリマスガ、混入用「アルコー

ル」ノ製造ハ、朝鮮ニ於テハ差當リ政府ノ免許ヲ受ケタル民間事業者ヲシテ、之ニ當ラシムル豫定デアリマス、即チ木材屑ヲ原料トシテ「アルコール」ノ製造ヲ致シマスル關係上、木材屑ヲ入手シ易キ平安北道新義州方面ニ工場ヲ設ケシムル計畫デアリマスガ、對岸ノ滿洲國安東方面ヨリ、原料品タル木材屑ヲ輸入スル場合ニハ、相當高率ノ關稅ヲ課セラレマスノデ、混入用「アルコール」ノ低廉豐富ナル供給ヲ圖リマス趣旨ニ於キマシテ、朝鮮ニ於ケル混入用「アルコール」ノ製造原料品ニ對シテモ、其ノ輸入税ヲ免除セントスル次第デアリマス、而シテ此混入用「アルコール」ノ製造事業者

ニ對シマシテハ、其事業計畫ニ付キ政府ノ承認ヲ受ケシメ、必要アル時ハ是ガ變更ヲ命ジ得ルコトトシ、更ニ製品ハ政府ノ承認ヲ受ケタル價格ヲ以テ、政府ノ指示ニ從ヒ供給スルノ義務ヲ課スル等、相當ノ監督ヲ行フ豫定デアリマス

改正ノ第二點ハ輸入税免除ノ特典ヲ與フル製鐵事業者ノ資格ヲ改正セントスルモノデアリマス、現行法ニ於テハ一年三萬五千圓以上ノ能力ヲ以テ、銑鋼一貫作業ヲ營ム製鐵事業者ニ對シ、其事業ニ使用スル器具、機械類ヲ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケテ輸入スル場合ニ限り、輸入税免除ノ特典ヲ與ヘテ居ルノデアリマシテ、此規定ハ製鐵業獎勵法ニ於ケル、製鐵事業者ノ事業用品ニ對スル輸入税免除ノ規定ト同様デアリマス、然ルニ今回別途提案セラレマシタ製鐵事業法案ニ依リ、製鐵業獎勵法ガ廢止セラレ、事業用品ニ對スル輸入税ノ免除ヲ受ケ得ベキ製鐵事業者ノ資格ヲ改正セラレマスルノニ對應致シマシテ、此法律ニ規定セル製鐵事業者ノ資格ヲモ、是ト同様ニ改正セントスル次第デアリマス

尙ホ第二條第一號及ビ第八條ノ「面」ヲ「邑面」ト改正致シマスノハ、曩ニ實施セラレマシタ朝鮮ニ於ケル地方制度ノ改正ニ伴

フ、字句ノ修正デアリマス、以上ヲ以テ、大正九年法律第五十三號中改正法律案ノ提案理由ヲ、大體御説明申上ゲタ次第デアリマスガ、尙ホ御質問ニ依リマシテ御答ヘ申上ゲルコトト致シマス

○野村委員長 本日ハ此程度ニ致シテ置キマシテ、明日午後一時カラ引續イテ開キタイト思ヒマス、ソレデハ是ニテ散會致シマス

午前十一時十三分散會